

9月の市民相談

令和8年度
市民生活課

本庁での相談				
本庁1階市民相談コーナー 南玄関東側				
日	曜日	相談名	開催時間	法律相談等予約受付開始
1	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
2	水	税務相談	13:30～16:30	8/27(木) 9時から予約受付
3	木	法律相談	10:00～12:00	8/28(金) 9時から予約受付
			13:30～15:30	
4	金	行政相談	13:30～16:00	
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
9	水	司法書士による相談	13:30～16:30	9/3(木) 9時から予約受付
10	木	法律相談	10:00～12:00	9/4(金) 9時から予約受付
		法律相談（川副支所でも開催）	13:30～15:30	
11	金	行政相談	13:30～16:00	
12	土			
13	日			
14	月	土地建物相談	13:30～16:30	
15	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
16	水	税務相談	13:30～16:30	9/10(木) 9時から予約受付
17	木	法律相談	10:00～12:00	9/11(金) 9時から予約受付
			13:30～15:30	
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木	法律相談	10:00～12:00	9/18(金) 9時から予約受付
			13:30～15:30	
25	金	行政書士による相談	14:00～16:00	
26	土			
27	日			
28	月	土地建物相談	13:30～16:30	
29	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
30	水			

★一般相談・・・月曜～金曜の9時～16時30分 ※祝日、年末年始除く

【本庁・支所 各相談の注意事項】

※ 法律相談・税務相談・司法書士による相談は予約制です。詳細はチラシ裏面をご覧ください。

※ 法律相談・税務相談・司法書士による相談以外は相談日の当日、市民相談コーナー窓口で受け付けます。
相談時間は1枠30分、受付は相談開始15分前から終了30分前までです。

※ 相談受付時に申込複数の場合、相談順を抽選します。

※佐賀市LINE公式アカウントから便利に予約（法律相談・税務相談・司法書士による相談）ができます。

【予約方法】

- (1)佐賀市LINE公式アカウントを友達に追加
- (2)トーク画面下部から「窓口相談・イベント等予約」をタップ
- (3)各分野の中から予約したいメニューをタップ
- (4)カレンダーから日時を選び、予約フォームに入力して送信
- (5)予約完了メッセージが届く

※LINEを利用していない方でも、Web上から同様の予約機能が使えます。



9月の市民相談

令和8年度
市民生活課

支所での相談				
支所名	相談名	開催日	開催時間	開催場所
諸 富	人権相談	25日(金)	13:30～15:30	佐賀市産業振興会館 (2階・小会議室) TEL：47-2133
	行政相談			
大 和	人権相談	17日(木)	10:00～12:00	大和支所 (1階・第1会議室) TEL：62-1113
	行政相談			
三 瀬	人権相談	9日(水)	9:30～11:30	三瀬公民館 (1階・中会議室) TEL：56-2003
	行政相談			
川 副	法律相談 ※	10日(木)	13:30～15:30	川副支所 (1階・相談室) TEL：45-8911
東与賀	人権相談	16日(水)	13:30～15:30	東与賀支所 (2階・第2会議室) TEL：45-1023
	行政相談			
久保田	人権相談	3日(木)	10:00～12:00	久保田公民館 (2階・中会議室) 思斉くらし総合センター内 TEL：68-3137
	行政相談	9日(水)	10:00～12:00	

◎問い合わせ先 本庁 市民生活課 市民相談コーナー 電話 40-7085 (直)

【本庁・支所 各相談の注意事項】

- ①相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、相手との交渉や手続きを代行したり、相手呼び出して仲介やあっせんをすることはできません。
- ②法律相談は予約制(午前先着4人、午後先着4人又は8人)です。予約は相談日の前の週の金曜日(この日が祝日の場合は木曜日)午前9時から受け付けます。来庁・電話のほか、佐賀市公式LINE、市HPからも予約できます。
- ③1回の相談時間は30分ですので、内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係書類があればお持ちください。なお、相談は必ずご本人がお越しください。
- ④法律相談の相談予定弁護士名は受付日にお知らせします。
- ⑤弁護士職務規程により相談に応じられない場合もあります。
- ⑥法律相談は佐賀市民のみです。なお、同一人の相談は年度2回までとさせていただきます。

【税務相談・司法書士による相談の注意事項】

- ①相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、手続きを代行することはできません。
- ②税務相談・司法書士による相談は予約制(税務相談は先着6人、司法書士による相談は先着12人)です。予約は相談日の前の週の木曜日(この日が祝日の場合は水曜日)午前9時から受け付けます。来庁・電話のほか、佐賀市公式LINE、市HPからも予約できます。
- ③1回の相談時間は30分ですので、内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係書類があればお持ちください。